

企画総務委員会

令和5年12月1日

1 議案審査

- (1) 議案第50号 千代田区役所出張所設置条例の一部を改正する条例 【資料】
- (2) 議案第51号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例 【資料】
- (3) 議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 【資料】
- (4) 議案第53号 千代田区債権管理条例 【資料】
- (5) 議案第54号 千代田区手数料条例の一部を改正する条例 【資料】
- (6) 議案第60号 (仮称)四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更について 【資料】
- (7) 議案第61号 財産(建物)の取得について 【資料】

2 報告事項

【政策経営部】

- (1) 電子契約の導入について 【資料】

3 その他

千代田区役所出張所設置条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

富士見出張所管轄区域に所在していた気象庁（大手町一丁目3番4号）が千代田区外へ移転したため、気象庁の記載を削除するとともに、各出張所における管轄区域と所管町会の区域に相違が生じている地域について、実態と合わせた整合を図るため、各出張所の管轄区域を改正する必要がある。

2 改正内容

別表の出張所管轄区域の記載について、気象庁を削除するとともに、町会の区域と整合を図る。

(1) 別表 麴町出張所管轄区域

麴町出張所の管轄区域のうち、大手町一丁目の街区符号以下と九段南二丁目の記載を削除する。

(2) 別表 富士見出張所管轄区域

富士見出張所の管轄区域のうち、気象庁及び大手町一丁目と九段南二丁目の街区符号以下の記載を削除する。

(3) 別表 神保町出張所管轄区域

神保町出張所の管轄区域のうち、神田駿河台一丁目の番地以下と同二丁目の番地以下の記載を削除し、同四丁目5番地の記載を追加する。

(4) 別表 万世橋出張所管轄区域

万世橋出張所の管轄区域のうち、神田駿河台一丁目と同二丁目の記載を削除し、同四丁目に「5番地を除く」の記載を追加する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

新旧対照表

○千代田区役所出張所設置条例

新（改正後）			旧（現行）		
第1条（現行のとおり） 別表			第1条（略） 別表		
区役所名	出張所名	管轄区域	区役所名	出張所名	管轄区域
千代田区役所	麴町出張所	丸の内一丁目、同二丁目、同三丁目、 大手町一丁目 、同二丁目、内幸町一丁目、同二丁目、有楽町一丁目、同二丁目、霞が関一丁目、同二丁目、同三丁目、永田町一丁目、同二丁目、隼町、平河町一丁目、同二丁目、麴町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、紀尾井町、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、皇居外苑、日比谷公園	千代田区役所	麴町出張所	丸の内一丁目、同二丁目、同三丁目、 大手町一丁目1番から3番まで及び5番から9番まで（3番4号気象庁を除く。） 、同二丁目、内幸町一丁目、同二丁目、有楽町一丁目、同二丁目、霞が関一丁目、同二丁目、同三丁目、永田町一丁目、同二丁目、隼町、平河町一丁目、同二丁目、麴町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、紀尾井町、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、 九段南二丁目（1番4号から35号まで） 、皇居外苑、日比谷公園
千代田区役所	富士見出張所	千代田、北の丸公園、一ツ橋一丁目、九段南一丁目、 同二丁目 、同三丁目、同四丁目、九段北一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、富士見一丁目、同二丁目、飯田橋一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目	千代田区役所	富士見出張所	千代田、北の丸公園、一ツ橋一丁目、 大手町一丁目3番4号気象庁及び4番 、九段南一丁目、 同二丁目（1番4号から35号までを除く。） 、同三丁目、同四丁目、九段北一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、富士見一丁目、同二丁目、飯田橋一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目
千代田区役所	神保町出張所	一ツ橋二丁目、神田神保町一丁目、同二丁目、同三丁目、神田三崎町一丁目、同二丁目、同三丁目、西神田一丁目、同二丁目、同三丁目、神田猿樂町一丁目、同二丁目、 神田駿河台一丁目、同二丁目、同四丁目5番地	千代田区役所	神保町出張所	一ツ橋二丁目、神田神保町一丁目、同二丁目、同三丁目、神田三崎町一丁目、同二丁目、同三丁目、西神田一丁目、同二丁目、同三丁目、神田猿樂町一丁目、同二丁目、 神田駿河台一丁目奇数番地、同二丁目奇数番地
千代田区役所	神田公園出張所	（現行のとおり）	千代田区役所	神田公園出張所	（略）

千代田 区役所	万世橋出 張所	神田駿河台三丁目、同四 丁目(5番地を除く。)、 神田淡路町一丁目、同二 丁目、神田須田町一丁 目、外神田一丁目、同二 丁目、同三丁目、同四丁 目、同五丁目、同六丁目
千代田 区役所	和泉橋出 張所	(現行のとおり)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千代田 区役所	万世橋出 張所	神田駿河台一丁目偶数 番地、同二丁目偶数番 地、同三丁目、同四丁目、 神田淡路町一丁目、同二 丁目、神田須田町一丁 目、外神田一丁目、同二 丁目、同三丁目、同四丁 目、同五丁目、同六丁目
千代田 区役所	和泉橋出 張所	(略)

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

1 趣旨

東京都パートナーシップ宣誓制度又はこれに類する制度により証明を受けた職員のパートナーを配偶者と同様に位置づけ、職員の婚姻を要件とする休暇、給与等制度の適用対象とする。

【東京都パートナーシップ宣誓制度とは】

性的マイノリティ^{※1}である人の暮らしやすい環境づくりを目的として、パートナーシップ関係^{※2}を宣誓した二者に対し、東京都が届出の受理・証明を行う制度

※1 性的マイノリティ 性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者

※2 パートナーシップ関係 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係

2 改正内容

改正する条例	改正内容
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	別紙 1 のとおり
職員の育児休業等に関する条例	
職員の給与に関する条例	○ 次の手当の支給対象にパートナーシップ関係の相手方を追加する。 ① 扶養手当（第 10 条関係） ② 単身赴任手当を支給される職員に係る住居手当（第 11 条の 3 関係） ③ 単身身赴任手当（第 12 条関係）
職員の退職手当に関する条例	○ 職員が死亡した場合等の退職手当の支給対象にパートナーシップ関係の相手方を追加する。 （第 4 条及び第 13 条関係）
職員の旅費に関する条例	○ 職員が死亡した場合等の旅費の支給対象にパートナーシップ関係の相手方を追加する。 （第 2 条関係）

3 新旧対照表

別紙2のとおり

4 施行期日

令和6年4月1日

休暇、休業等制度の改正内容一覧

別紙 1

No.	改正条例	事項	改正内容
1	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例	子の世話を理由とした深夜勤務の制限	請求対象外となる事由に「パートナーシップ関係の相手方で当該子の親であるものが常時面倒を見ることができる場合」を追加（第9条の2関係）
2		親族の介護を理由とした深夜勤務の制限	
3		親族の介護を理由とした超過勤務の制限（一切の制限）	
4		親族の介護を理由とした超過勤務の制限（特定時間内に制限）	
5		親族の介護を理由とした早出遅出勤務	
6		介護休暇	
7		介護時間	
			請求事由となる要介護者に下記を追加 ①パートナーシップ関係の相手方 ②親等以内の血族のパートナーシップ関係の相手方 ③パートナーシップ関係の相手方の2親等以内の血族 （第9条の2、第9条の3、第9条の4、第9条の5、第16条、第16条の2関係）
8	職員の育児休業等に関する条例	非常勤職員の育児休業の請求可能期間（～1歳2か月）	請求可能期間（原則1歳到達日まで）を1歳2か月到達日までとすることができる要件に「パートナーシップ関係の相手方が子の1歳到達日以前に育児休業を取得していること」を追加（第2条の3関係）
9		非常勤職員の育児休業の請求可能期間（1歳～1歳6か月）	1歳～1歳6か月の子の育児休業を請求することができる要件の一つに「パートナーシップ関係の相手方が子の1歳到達日に育児休業をしていること」を追加（第2条の3関係）
10		非常勤職員の育児休業の請求可能期間（1歳6か月～2歳）	1歳6か月～2歳の子の育児休業を請求することができる要件の一つに「パートナーシップ関係の相手方が子の1歳6か月到達日に育児休業をしていること」を追加（第2条の4関係）
11		2回を超えて育児休業が認められる特別の事情	「パートナーシップ関係の相手方の入院等のため職員が育児休業をしなければ養育に支障が生じる場合」を特別の事情に追加（第3条関係）
12		育児休業期間の再度の延長が認められる特別の事情	「パートナーシップ関係の相手方の入院等のため職員が育児休業をしなければ養育に支障が生じる場合」を特別の事情に追加（第4条関係）
13		育児短時間勤務の終了から1年以内に再度育児短時間勤務をすることができる特別の事情	「パートナーシップ関係の相手方の入院等のため職員が育児短時間勤務をしなければ養育に支障が生じる場合」を特別の事情に追加（第8条関係）
14		職員から妊娠・出産等について申出があった場合の措置等	任命権者に対して育児休業等制度の周知義務及び面談等の実施義務が発生する要件に「職員又はパートナーシップ関係の相手方の妊娠・出産等について職員から申出があった場合」を追加（第18条関係）

新旧対照表（抄）

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項並びに第9条の5第1項において同じ。）のある職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（<u>双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。</u>）の相手方（次項において「パートナーシップ関係の相手方」という。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育できるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は<u>2親等以内の親族、2親等以内の血族のパートナーシップ関係の相手方若しくはパートナーシップ関係の相手方の2親等以内の血族</u>で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項並びに次条第1項及び第3項並びに第9条の4第1項及び第3項並びに第9条の5第1項において同じ。）のある職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育できるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p> <p>2 任命権者は、配偶者又は<u>2親等以内の親族</u>で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>

○職員の育児休業等に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日） 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） <u>又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「配偶者等」という。）</u> が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日 ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者等が同号に掲げる場合若しくはこれ</p>	<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日） 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>以下同じ。</u>）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日 ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに</p>

に相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者等がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者等が当該子の1歳到達日（当該配偶者等が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては第3号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者等がこ

相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては第3号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの

の条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者等が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) 育児休業をしている職員が退職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該退職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続するこ

条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) 育児休業をしている職員が退職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該退職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続するこ

とが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて区の職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第5項の規定により読

とが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて区の職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

（育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第8条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において読み替えて準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第5項の規定により読

み替えて適用する場合を含む。)の育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 育児短時間勤務の承認が、第11条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) 配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者等が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で

み替えて適用する場合を含む。)の育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第11条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

(4) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(5) 育児短時間勤務の承認が、第11条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で定

<p>定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</p>
--	--

○職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
<p>（扶養手当）</p> <p>第10条（現行に同じ）</p> <p>2（現行に同じ）</p> <p>（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<u>又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u></p> <p>（2）～（6）（現行に同じ）</p> <p>3及び4（現行に同じ）</p> <p>（住居手当）</p> <p>第11条の3（現行に同じ）</p> <p>（1）（現行に同じ）</p> <p>（2）第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）</u>が現に居住する住宅（公舎等で区規則で定めるものを除く。）に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの</p> <p>2及び3（現行に同じ）</p> <p>（単身赴任手当）</p> <p>第12条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の区規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者<u>又はパートナーシップ関係の相手方</u>と別居することとなつた職員で、</p>	<p>（扶養手当）</p> <p>第10条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>（2）～（6）（略）</p> <p>3及び4（略）</p> <p>（住居手当）</p> <p>第11条の3（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子）</u>が現に居住する住宅（公舎等で区規則で定めるものを除く。）に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの</p> <p>2及び3（略）</p> <p>（単身赴任手当）</p> <p>第12条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の区規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住</p>

<p>当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離を考慮して区規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して区規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、3万円（区規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が区規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて区規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>3～5 （現行に同じ）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離を考慮して区規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して区規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、3万円（区規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が区規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、1万4,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて区規則で定める額を加算した額）とする。</p> <p>3～5 （略）</p>
--	--

○職員の退職手当に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（遺族の範囲及び順位）</p> <p>第4条 （現行に同じ）</p> <p>（1） 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）又は職員の死亡当時において、<u>パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者</u></p> <p>（2）～（4） （現行に同じ）</p> <p>2及び3 （現行に同じ）</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第13条 （現行に同じ）</p> <p>2～7 （現行に同じ）</p> <p>8 （現行に同じ）</p> <p>（1） （現行に同じ）</p> <p>（2） 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）<u>第5号において同じ。）又はパートナーシップ関係の相手方と別居して寄宿する者 雇用</u></p>	<p>（遺族の範囲及び順位）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>（1） 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）</p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（失業者の退職手当）</p> <p>第13条 （略）</p> <p>2～7 （略）</p> <p>8 （略）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額</p>

<p>保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額</p> <p>(3)及び(4) (現行に同じ)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 <u>その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</u></p> <p>(6) (現行に同じ)</p> <p>9～14 (現行に同じ)</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(3)及び(4) (略)</p> <p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 <u>同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>9～14 (略)</p>
---	---

○職員の旅費に関する条例

新 (改正後)	旧 (現 行)
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (現行に同じ)</p> <p>(1)～(5) (現行に同じ)</p> <p>(6) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) <u>又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)</u>の相手方(次号において「パートナーシップ関係の相手方」という。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</p> <p>(7) 遺族 職員の配偶者<u>又はパートナーシップ関係の相手方</u>、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>2 (現行に同じ)</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 扶養親族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</p> <p>(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>2 (略)</p>

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 14 号）の施行による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の改正に伴い、同法の規定により国等から千代田区に派遣された職員に支給する手当の名称を改めるほか、所要の改正を行う。

2 改正内容

項目・条文	改正内容
給料 (第 2 条)	<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> を <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> に改める。
災害派遣手当 (第 22 条)	<u>第 44 条</u> を <u>第 26 条の 8</u> に、 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> を <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> に改める。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

新旧対照表（抄）

○職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（給料）</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年千代田区条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条に規定する正規の勤務時間（第15条第3項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）を除いたものとする。</p> <p>2 （現行に同じ）</p> <p>（災害派遣手当）</p> <p>第22条 （現行に同じ）</p> <p>（1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて千代田区に派遣された職員 同法第32条第1項に規定する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第26条の8</u>において準用する場合にあつては<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>）</p> <p>（2） （現行に同じ）</p> <p>2 及び 3 （現行に同じ）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>（給料）</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年千代田区条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条、第3条第1項及び第2項並びに第5条に規定する正規の勤務時間（第15条第3項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。）を除いたものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（災害派遣手当）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>（1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため自己の住所又は居所を離れて千代田区に派遣された職員 同法第32条第1項に規定する災害派遣手当（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条（同法第183条において準用する場合を含む。）において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）<u>第44条</u>において準用する場合にあつては<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>）</p> <p>（2） （略）</p> <p>2 及び 3 （略）</p>

千代田区債権管理条例について

1 条例制定の目的

債権管理の適正化を図るため、次の取組を進めることを目的として条例を制定する。

(1) 手続の明確化・統一化

地方自治法その他の法令で規定されていない台帳の整備等の債権管理の手続について、条例により補足し、債権管理事務の統一性を図る。

(2) 債権放棄

債権は、法令に基づき適切に徴収することが大原則である。一方、債務者が著しい生活困窮状態にある場合や破産している場合など、区がこれ以上徴収努力を行っても徴収困難な債権について、効率的な管理を行う観点から、条例に基づき放棄を行えるようにする。

2 条例の概要

(1) 対象債権

債権管理の適正化に向けた取組姿勢を対外的に示すとともに、職員の債権管理に関する意識啓発や動機付けを高めることを目的として全債権を対象とする。ただし、徴収停止（条例第6条）及び放棄（条例第7条）に関する規定は、非強制徴収公債権及び私債権を対象とする。

(2) 全体の構成及び内容

規則に定める事項を記載した債権管理台帳を整備することや地方自治法施行令に定めのない生活困窮を理由とした徴収停止規定を整備するとともに、放棄の要件を定める。

	項目	条文の内容
第1条	目的	条例の目的を規定する。
第2条	定義	条例中の用語を規定する。
第3条	法令等との関係	本条例と法令やその他条例等との関係を規定する。
第4条	区長の責務	債権の管理に関する区長の責務を規定する。
第5条	台帳の整備	債権を適正に管理するために台帳を整備することを規定する。
第6条	徴収停止	債務者が著しい生活困窮状態で回復困難な場合に徴収停止ができる事項を規定する。
第7条	放棄	回収が不能又は不相当と判断される債権を放棄できる旨と放棄の要件を規定する。
第8条	委任	条例の施行にあたり必要な事項について、区規則で定めることを規定する。

(3) 施行日

公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

千代田区債権管理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、千代田区（以下「区」という。）の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めることにより、その適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区の債権 金銭の給付を目的とする区の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第240条第4項第3号から第8号までに掲げる債権を除く。）をいう。
- (2) 私債権 区の債権のうち、公債権（法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権及び地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税（以下「地方税」という。）に係る債権をいう。以下同じ。）以外のものをいう。
- (3) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権（法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権及び地方税に係る債権をいう。）以外のものをいう。
- (4) 私債権等 区の債権のうち、私債権及び非強制徴収公債権をいう。

(法令等との関係)

第 3 条 区の債権の管理に関する事務の処理については、法令又は条例若しくはこれに基づく千代田区規則その他の規程（以下「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(区長の責務)

第 4 条 千代田区長（以下「区長」という。）は、法令等の規定に基づき、適切かつ効率的に区の債権を管理しなければならない。

2 区長は、区の債権の管理の適正化を図るため、区の債権の管理に関する事務の処理について手続を整えるとともに、当該事務の処理について必要な調整を行うものとする。

(台帳の整備)

第 5 条 区長は、区の債権を適正に管理するため、千代田区規則で定める事項を

記載した台帳を整備するものとする。

(徴収停止)

第6条 区長は、私債権等で履行期限後相当の期間を経過しても、なお完全に履行されていないものについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第171条の5各号のいずれかに該当するほか、債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき又はこれに準ずる状態をいう。以下同じ。）にあり、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(放棄)

第7条 区長は、私債権等について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該私債権等及びこれに係る遅延損害金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で当該私債権等について履行される見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該私債権等につきその責任を免れたとき又は法人である債務者が同法第216条若しくは第217条の規定による破産手続廃止の決定を受け、当該決定が確定したとき。
- (3) 当該私債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- (4) 令第171条の2の規定による強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該私債権等について、当該強制執行等の手続が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 前条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行される見込みがないと認められるとき。
- (6) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、千代田区規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

千代田区手数料条例の一部改正について

1 改正理由

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号。以下「一部改正法」という）の施行により、旅館業法（昭和23年法律第138号）が改正され、旅館業法第3条の2第1項に事業譲渡が追加された。

これに伴い、「法人の合併、分割」の規定が第3条の3第1項に、「相続」の規定が第3条の4第1項に改正された。

ついでには、条例中に引用する同法の条番号を改めるとともに、事業譲渡に係る承認申請手数料を追加する必要がある。

2 改正内容

別表（2）衛生関係手数料の事務14において、旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査に事業譲渡の場合を加えるとともに、旅館業法の改正に伴う条番号を改める。

3 施行予定日

一部改正法の施行の日又は、この条例の公布の日のいずれか遅い日

4 新旧対照表

裏面のとおり

新旧対照表

○千代田区手数料条例

新（改正後）				旧（現 行）			
(2) 衛生関係手数料				(2) 衛生関係手数料			
事務	名称	種別・単位	金額	事務	名称	種別・単位	金額
13 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	各1件につき (1) 旅館・ホテル営業	22,000円	13 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	旅館業許可申請手数料	各1件につき (1) 旅館・ホテル営業	22,000円
		(2) 簡易宿所営業	11,000円			(2) 簡易宿所営業	11,000円
		(3) 下宿営業	11,000円			(3) 下宿営業	11,000円
14 旅館業法第3条の2第1項、 <u>第3条の3第1項又は第3条の4第1項</u> の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき	7,400円	14 旅館業法第3条の2第1項 <u>又は第3条の3第1項</u> の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1件につき	7,400円

(仮称) 四番町公共施設新築工事請負契約の一部変更について

1 経過

年月	30年度 3月	31・元年度 3月	令和2年度 8月 9月	令和3・4年度 12月	令和5年度 12月	令和6年度 10月 3月	令和7年度	令和8年度 8月
当初	当初予算	契約議案 ● 着工				竣工予定		
第1回変更			契約変更 専決報告			10/31 竣工予定		
第2回変更				議案 契約変更		3/31 竣工予定		竣工予定
第3回変更					議案 契約変更 予定			8/14 竣工予定

2 契約日 令和2年3月12日

3 契約の相手方 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
大成・本間組建設共同企業体
代表者 大成建設株式会社 東京支店
常務執行役員支店長 中村 有孝

4 契約見込金額	当初	6,556,000,000円	
	第1回	6,656,221,000円	(令和2年8月5日専決報告)
	増減額	100,221,000円	1.5%増
	第2回	7,656,311,533円	(令和3年4定変更議決)
	増減額	1,000,090,533円	15.0%増
	第3回	8,515,454,412円	(令和5年4定議案予定)
	増減額	859,142,879円	11.2%増

5 変更内容

- (1)スライド条項適用による増額
- (2)施工方法等の変更による増額
- (3)感染拡大防止対策による増額

6 契約期間

当初	契約締結日の翌日～令和6年10月31日
第1回	契約締結日の翌日～令和7年3月31日
第2回	契約締結日の翌日～令和8年8月14日
第3回	工期変更なし

(仮称)四番町公共施設新築工事について

◆施設計画の概要

工事場所	千代田区四番町1、11
用途地域等	第一種住居地域、建蔽率 60%、容積率 400%、 防火地域、第一種文教地区、四番町地区地区計画区域
用途	図書館・保育園、児童館、集会室、区営住宅、職員住宅、 防災備蓄倉庫、駐車場
敷地面積	3,292.09 m ²
建築面積	1,949.05 m ²
延べ面積	11,929.45 m ² (容積対象面積:10,184.89 m ²)
建蔽率	59.20%
容積率	309.38%
構造・規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造(免震構造) 地上 12 階地下1階
建物高さ	45.69m

財産（建物）の取得について

1 取得理由

旧区立外神田住宅は、老朽化が著しく耐震性に問題があるため、早期解体に向けて区分所有者等の権利を区が取得する。

2 財産の種類 不動産（建物）

3 財産の内容 旧区立外神田住宅1階及び2階区分所有部分

4 所在地等 裏面のおり

5 床面積 42.21 m²

6 取得予定価格 51,966,000 円

7 取得先 旧区立外神田住宅1階及び2階区分所有者1者 (当該事業開始時の区分所有者18者のうちの1者)

8 今後の予定

議決後に本契約を締結し、原則、所有権移転登記をした後に支払をする。

なお、区分所有者18者のうちの11者は令和2年第一回定例会において、3者は令和2年第三回定例会において、さらに1者は令和4年第四回定例会において取得議決を受けている。今回の区分所有者1者の取得議決後、残りの2者については、令和6年中の取得議案提案を目指す。

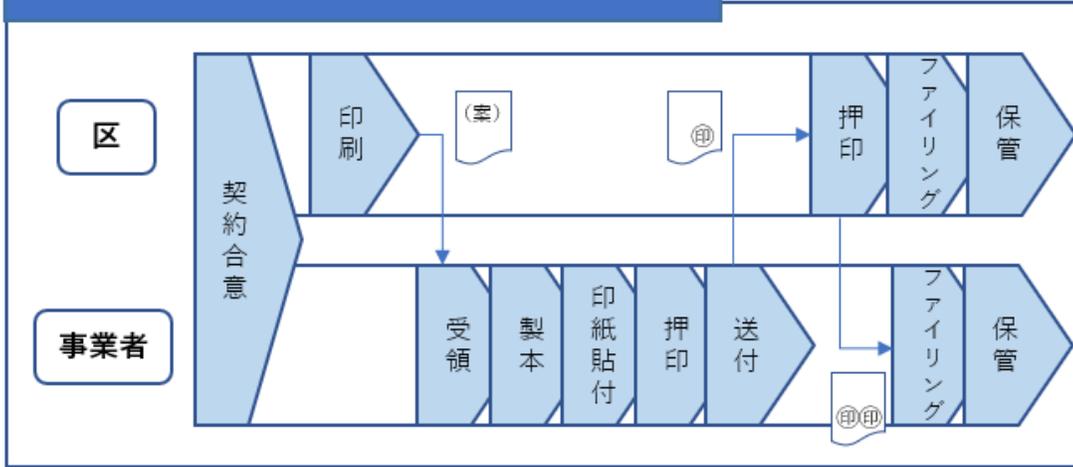
取得財産一覧表

	所在地（地番）	家屋番号	床面積
1	千代田区外神田三丁目 79 番地	79 番の 13	42.21 m ²

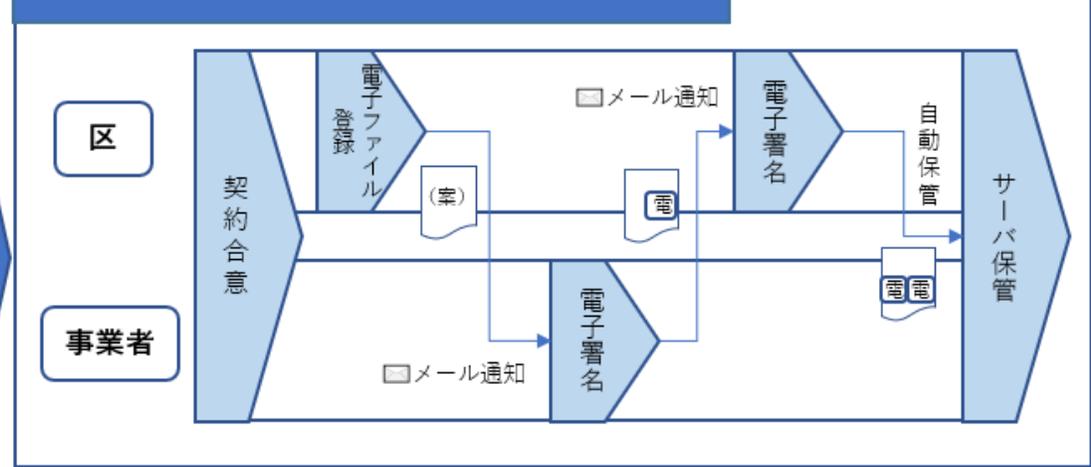
電子契約の導入について

契約書の製本、記名押印、対面又は郵送による書類の受け渡し等が必要な従来の紙と押印による契約締結事務に、電子契約サービスを導入することにより事業者の利便性向上と区の事務効率化を実現する。

従来の紙と押印による契約書作成イメージ



電子契約サービスによる契約書作成イメージ



電子契約のメリット

- ・ 印紙税の削減（電子契約で締結した場合は印紙税は発生しない。）
- ・ 契約書印刷や冊子の作成にかかる労力の削減
- ・ 契約書の送付にかかる労力や費用、やり取りにかかる時間の削減

23区の電子契約（クラウドサイン）導入状況

- ・ 令和5年度11月現在：3区（港区・新宿区・荒川区）
- ・ 令和6年度予定：8区（千代田区・江東区・品川区・中野区・杉並区・豊島区・北区・江戸川区）
- ・ 令和7年度予定：5区（文京区・台東区・墨田区・大田区・世田谷区）

電子契約導入スケジュール（予定）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
東京電子自治体共同運営協議会にて事業者選定	事業者との調整 → 庁内調整・例規整備	令和6年4月1日以降の入札から導入	
		12/15事業者説明会・HPで継続的に周知	

※選定事業者は日本電気㈱、使用する電子契約サービスは「クラウドサイン」（弁護士ドットコム㈱が開発・提供）